羽黒町･馬見塚町･境保泉内の一部地域における濁り水による減免について

１．濁り水の状況

（１）発生日時　令和６年１２月１９日(木)　午前１２時００分頃
（２）発生地域　羽黒町・馬見塚町・境保泉内の一部地域
（３）原　　因　水道管漏水事故の影響による
（４）対　　応　付近消火栓での捨水作業及び応急給水対応

２．減免対応について

【対象地域】
羽黒町・馬見塚町・境保泉内の一部地域(別紙のとおり)

【減免水量】
放水相当量の２㎥を減免

【減免対象】
・馬見塚町と境保泉の方　令和７年１月検針分の使用水量から減免
・羽黒町の方　令和７年２月検針分の使用水量から減免
上下水道使用量のお知らせ（検針票）には、濁り水が減免されていない使用水量と請求金額が記載されていますが、請求時に２㎥減免して請求させていただきます。
※使用水量が１㎥の場合は１㎥の減免、０㎥の場合は減免対象外となります。

【減免方法】
通常､減免には申請が必要ですが､今回の濁り水は対象地域が限定できることから、減免の手続きは上下水道局で行いますので、お客様による申請は不要です。

※対象地域外にお住まいの方でも濁り水の影響があった場合には、
上下水道局総務課料金係(0270-30-1272)まで連絡をお願いします。

別　紙

減免対象地域（羽黒町・馬見塚町・境保泉内）

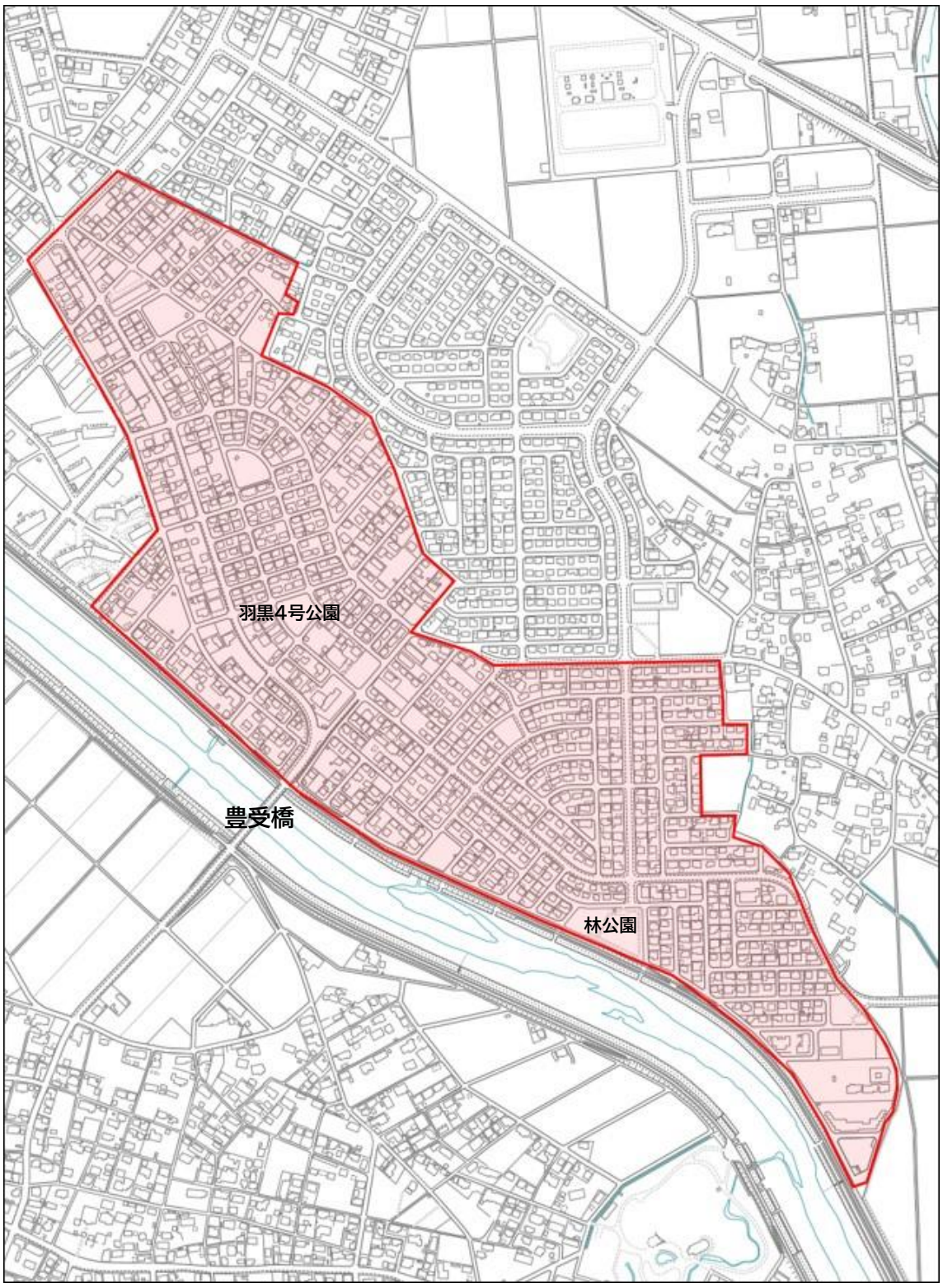

※赤で色塗りされた地域が減免対象地域です。